

令和 5 年度島根県市町村総合事務組合職員（社会人経験者）採用試験 受験案内

島根県市町村総合事務組合

令和 5 年度島根県市町村総合事務組合職員採用試験を次のとおり行います。

自然災害その他により試験の延期、中止、会場の変更等を行う場合は島根県市町村総合事務組合ホームページ(<https://www.shimane-ssjk.jp/>)への掲載によりお知らせしますので、必ずご確認ください。

- 受付期間 令和 5 年 8 月 7 日 (月) ～ 9 月 12 日 (火) まで
郵送の場合、9 月 12 日 (火) 必着
- 受付時間 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 第 1 次試験日 令和 5 年 10 月 22 日 (日)
※11 月 11 日 (土) 又は 12 日 (日) に集団討論・面接試験を実施します。
10 月 30 日 (月) に島根県市町村総合事務組合事務室及びホームページに対象者の受験番号を
掲示するほか、対象者に日程を通知します。
- 第 1 次試験合格発表 令和 5 年 11 月中旬
- 第 2 次試験日 令和 5 年 12 月上旬
- 最終合格発表 令和 5 年 12 月中旬

1 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
社会人経験者	行政	若干名	一般行政事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 次の受験資格を有する人が受験できます。
 - ・昭和 48 年 4 月 2 日から昭和 59 年 4 月 1 日までに生まれた人 (学歴は問いません。)
- (2) 上記 (1) にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 島根県市町村総合事務組合の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、試験地及び試験会場

区 分	日 時		試 験 会 場
第1次試験	筆記試験	令和5年10月22日(日) 受付時間 9:15～9:45 試験時間 10:00～14:30	島根県市町村振興センター (松江市殿町8番地3)
	集団討論 試 験	令和5年11月11日(土)又は12日(日) のうち指定する1日 (詳細は対象者に対して通知します。)	島根県市町村振興センター (松江市殿町8番地3)
	面接試験		
第2次試験	令和5年12月上旬に実施予定 (詳細は第1次試験合格者に通知します。)		島根県市町村振興センター (松江市殿町8番地3)

注 (1) 第1次試験の面接試験の対象者は、10月22日(日)に実施する基礎能力試験の成績により決定します。

10月30日(月)に島根県市町村総合事務組合事務室及びホームページに受験番号を掲示するほか、対象者に日程を通知します。

(2) 第1次試験の結果は、令和5年11月中旬に島根県市町村総合事務組合事務室及びホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第1次試験受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。

(3) 第2次試験の結果は、令和5年12月中旬に島根県市町村総合事務組合事務室及びホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。

4 試験内容

区分	試験種目	内 容	
第1次試験	SPI3	基礎能力試験	職務に求められる基礎的な能力について、択一式による筆記試験を行います。
		性格検査	性格的な特徴等について検査を行います。
	集団討論 試 験	筆記試験結果の上位の人を対象に、11月11日(土)又は12日(日)のうち指定する1日に集団討論試験を行います。	
	面接試験	筆記試験結果の上位の人を対象に、11月11日(土)又は12日(日)のうち指定する1日に個別面接を行います。	
第2次試験	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力などについて作文試験を行います。 <u>(注) 作文試験は第1次試験日(10月22日)に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験不合格者の作文は採点しません。</u> また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を途中棄権したものとみなします。	
	面接試験	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。	

5 受験手続

(1) 申込書等の入手方法

ア 島根県市町村総合事務組合ホームページ (<https://www.shimane-ssjk.jp>) からダウンロードして印刷。

イ 島根県市町村総合事務組合事務局での交付。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。)

(2) 受験の申込み

ア 申込書等に必要な事項を記入し、島根県市町村総合事務組合事務局に提出してください。
郵送する場合は、封筒の表に「試験申込」と朱書し、書留で郵送してください。

イ 受付は、令和5年8月7日（月）～9月12日（火）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分までです。郵送による場合は、令和5年9月12日（火）必着と
しております。

ウ 提出書類

	提出書類	留意事項
1	島根県市町村総合事務組合職員（社会人経験者「行政」）採用試験申込書	・必要事項を自筆で記入してください。
2	島根県市町村総合事務組合職員（社会人経験者「行政」）採用試験受験票	・必要事項を自筆で記入のうえ、点線に沿って切り取り、ハガキの裏面の中央にしっかりと貼り付けて提出してください。 ・ハガキの表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入してください。 ・その際、写真欄に写真を貼らないでください。 ※写真は、受験票の交付を受けた後、試験当日までに貼ってください。
3	島根県市町村総合事務組合職員（社会人経験者「行政」）職歴報告書	・必要事項を自筆で記入してください。 ※職歴が無い場合も、提出して下さい。
4	自己紹介書（社会人経験者）	・必要事項を記入してください。
5	連絡用封筒 （1次試験の結果通知用）	・長形3号（12 cm×23.5cm）の封筒1通に84円切手を貼り、あて先（様をつける。）を明記してください。

6 受験にあたっての注意事項

- (1) 受験票は、申し込みを受けた際、すぐに交付しないで受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。
なお、受験票が10月13日（金）までに到着しないときは、島根県市町村総合事務組合総務課に申し出てください。

7 合格から採用まで

- (1) 採用試験の合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用候補者名簿に登載された者全てが採用されるとは限りません。
なお、採用候補者名簿は原則として1年間有効です。また、採用は原則として令和6年4月1日となります。
- (2) 初任給は、令和5年4月1日現在、大学卒22歳で月額186,437円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。
（学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて給料月額を決定します。）

8 その他

- (1) 受験手続き、その他この試験についての問い合わせは、下記にしてください。

〒690-0887

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター4階

島根県市町村総合事務組合総務課（電話 0852-21-4301）